

令和6年度鳥取県公衆浴場原油価格高騰対策市町村補助金

令和6年5月1日
鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

1 事業目的

原油価格等の高騰の影響を大きく受ける一般公衆浴場（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定に基づく知事の営業許可を受け、かつ、入浴料金が物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により統制額の指定を受けているものに限る。以下同じ。）に対し、その価格高騰分について予算の範囲内で助成を行うことで一般公衆浴場の適切な管理運営の確保を図り、もって地域住民の保健衛生を確保することを目的とする。

2 補助対象者

市町村

3 補助対象経費

一般公衆浴場が、令和6年4月1日から令和6年6月30日までに負担した燃料費等（湯の加温に要する電気料金を含む。）に対し、市町村が原油価格高騰対策として補助に要した経費

4 補助対象額等

- (1) 補助対象額 燃料費等の使用量に価格高騰分の単価を乗じて得られた額以内かつ1施設当たり775千円（※）以内で、市町村が補助に要した額
※重油31円/L × 年間重油使用量10万L ÷ 4（3ヶ月重油使用量）で上限額を算定
- (2) 補助率 1/2
- (3) 補助上限額 1施設当たり387千円（県から市町村への補助額）

5 申請手続き

本補助金の交付に係る手続きについては、通知に定めるところによる。

6 交付申請期限

令和6年6月28日（金）

7 実績報告期限

令和6年8月30日（金）